

浄化槽を市の所有に しませんか？



合併浄化槽を適切に使いつづけるためには、定期的な検査や清掃が欠かせません。

浄化槽を自ら設置されているご家庭では、日ごろの維持管理が大変だと感じることも多いと思います。もし、ご家庭で希望される場合は、浄化槽の維持管理を市へ任せる（帰属する）ことができます。

浄化槽を市へ帰属させると、浄化槽本体は市の所有物となり、以後の維持管理は市が行います。その代わりに、毎月の使用料の支払いと帰属時に分担金の納付が必要となります。

帰属を検討される際は、費用などの比較検討が必要になると思いますので、まずはお気軽に下水道課または各支所環境建設室へご相談ください。

申請期間

平成24年3月末まで

申請時の注意

帰属を決定するため、浄化槽の清掃時に検査・点検が必要です。申請は必ず浄化槽清掃の1ヵ月前までに行ってください。

要件

- 建築基準法に基づく構造および人槽基準を満たしていること
- 世帯員が市税、各種負担金、使用料などを滞納していないこと
- 浄化槽清掃時に浄化槽内部の点検および排水設備の検査を行い、修理改善が必要な場合は、修理改善が完了したものであること
- 分担金30万円を納付すること
- その他市長が必要と認めること

問い合わせ 下水道課管理係

☎0824・73・1175

または各支所環境建設室

手続きはお早めに

児童扶養手当現況届・ 特別児童扶養手当所得状況届

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方（所得制限で手当を受けていない方を含む）は必要書類、印鑑などを持って、次の期間中に女性児童課または各支所保健福祉室・市民生活室で現況届、所得状況届の手続きをしてください。

なお、期間内に手続きをしないと8月分以降の手当が差し止められるほか、2年間手続きをしないと受給権がなくなりますのでご注意ください。

※新たに該当すると思われる方は、お問い合わせください。

● 児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している家庭、あるいは父または母に代わって子どもを養育している方などに對して支給される手当です。（ただし、遺族年金などの公的年金を受給されている場合は対象になりません）

※児童の対象年齢は、18歳に達した年の年度末（3月31日）まで。ただし、児童に中度以上の障害がある場合は20歳まで。



● 特別児童扶養手当とは

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。

● 受付期間

- 児童扶養手当 8月31日（火）まで
- 特別児童扶養手当 8月11日（水）～9月10日（金）

● 問い合わせ

女性児童課児童福祉係

☎0824・73・1192